

東京本部における免許・称号付与基準について

2014.9.28
幹部会資料

◆2014年10月以降以下の通り適用する

免許・称号	対象段位	付与条件	資格	備考
師範 (免許)	五段以上	<ul style="list-style-type: none"> ・協会規定による(理事会承認) ・准師範または指導員免許取得者 ・恒常的、継続的に道場指導が可能 ・東京本部長の推薦 	<ul style="list-style-type: none"> ・道場主、同好会等代表 ・昇段級審査委員(段位は自己の段位から二段位下までを審査可とする) 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属道場月会費を免除可 ・免許料納付要
准師範 (免許)	四段以上	<ul style="list-style-type: none"> ・協会規定による(理事会承認) ・指導員免許取得者 ・恒常的、継続的に道場指導が可能 ・東京本部長の推薦 	<ul style="list-style-type: none"> ・道場主、同好会等代表 ・昇段級審査委員(段位は自己の段位から二段位下までを審査可とする) 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属道場月会費を免除可 ・免許料納付要
師範代 (特別称号)	三段以上	<ul style="list-style-type: none"> ・東京本部幹部会による認定(協会規定の准師範に準じる) ・指導員免許取得者で指導能力、成績が特に優秀な者 ・恒常的、継続的に道場指導可能 ・所属道場主等の推薦 	<ul style="list-style-type: none"> ・道場主、同好会等代表 ・昇段審査補助委員 ・昇段級審査委員(准初段までを審査可とする) 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属道場月会費を免除可
指導員 (免許)	初段以上	<ul style="list-style-type: none"> ・協会規定による(理事会承認) ・恒常的、継続的に道場指導可能 ・東京本部長の推薦 ・原則三段以上(東京本部申し合わせ) ・指導員免許講習の受講 	<ul style="list-style-type: none"> ・道場主、同好会等代表 ・昇級審査委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属道場月会費を免除可 ・免許料納付要
准指導員 (特別免許)	初段以上	<ul style="list-style-type: none"> ・東京本部規定による(本部長認定) ・恒常的、継続的に道場指導可能 ・所属道場主等の推薦 ・原則二段以上(東京本部申し合わせ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・昇級審査補助委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属道場月会費を減額可